

高第659号
令和6年10月25日

各軽費老人ホーム施設長様
(岐阜市内所在施設を除く)

岐阜県知事 古田 肇

老人保護措置費に係る支弁額等の改定に伴う軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用の上限額の改定について(通知)

軽費老人ホームの利用料については、令和2年2月18日付け高第1022号「消費税率の引き上げに伴う軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用の上限額の改定について(通知)」により当県における上限額を改定通知したところです。

この度、令和6年4月分から介護報酬改定で介護職員以外の賃上げが可能となるよう基本報酬が0.61%分引き上げられたことを踏まえ、当県における一人当たりの額の上限額を別紙のとおり改定しますので通知します。

記

- サービスの提供に要する基本額(月額)
別表I-1のとおり
- 算定方法
改定後の月額=改定前の月額+(改定前の月額×0.61%)【100円未満切捨て】
- 適用時期
令和6年4月1日以降の利用に係る分から適用

4 注意事項

上記改定に伴い、入所者から徴収額を一部変更する場合は、「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」(平成20年5月30日付け老発第0530003号・厚生労働省老健局長通知)別表II-1(注3)において、「本人からの徴収額(月額)は上表により求めた額とする。ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額(月額)とする。」とされていることに留意すること。

担当所属	高齢福祉課施設整備係		
担当係長	高橋	担当者	望月
電話番号	058-272-8517		
F A X	058-278-2639		
e-mail	mochizuki-kota@pref.gifu.lg.jp		